

## 第8章 水防上必要な気象予報・警報及び情報並びに洪水予報及び水防警報等の連絡

### 第1節 水防上必要な予報及び警報の広報

遠野市長は、岩手県知事、盛岡地方気象台及び東日本電信電話(株)より、気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報、警報及び情報の通知を受けたとき、又は上流の状況により増水のおそれのあるときは、水防隊長及び県南広域振興局土木部遠野土木センター所長、遠野警察署長に連絡をとり、状況及び必要に応じて、別表16関係機関の通報箇所一覧表（P50）により市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、遠野テレビ等により迅速に地域住民に周知するものとする。

### 第2節 洪水予報

猿ヶ石川洪水予報の通知を受けたときは、状況及び必要に応じて、市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民に周知するものとする。なお、その際の伝達系統図は、別表17猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図（P51）のとおりとする。

洪水予報を行う河川並びに当該河川に係る水位または流量の予報に関する基準点及び担当機関は、次のとおりである。

#### 1 河川名

北上川水系猿ヶ石川

左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで

右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで

#### 2 水位又は流量の予報に関する基準地点

猿ヶ石川 : 安野

#### 3 担当機関名

東北地方整備局岩手河川国道事務所、盛岡地方気象台

### 第3節 水防警報

国土交通大臣又は岩手県知事が指定した河川について、水防警報の通知を受けた

ときは、状況及び必要に応じて、市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民に周知するものとする。なお、その際の伝達系統図は、別表18北上川上流水防警報の伝達系統図（P52）及び別表19岩手県知事が行う猿ヶ石川・早瀬川水防警報・避難判断水位情報の伝達系統図（P53）のとおりとする。

## 1 国土交通大臣が行う水防警報

### (1) 河川

北上川水系猿ヶ石川

左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで

右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで

### (2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高標高(m)	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(特別警戒水位)(m)
猿ヶ石川	安野	69.337	2.0	3.0	4.4	4.8

- ・ 氾濫注意水位（警戒水位）は、猿ヶ石川洪水予報（氾濫注意情報）を発表する基準。
- ・ 避難判断水位は、猿ヶ石川洪水予報（氾濫警戒情報）を発表する基準。

### (3) 各対象観測所の水防警報範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
猿ヶ石川	安野	水位2.00mに達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があるとみとめられたとき。	水位3.00mに達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があるとみとめられたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。

### (4) 担当機関名 東北地方整備局岩手河川国道事務所

## 2 岩手県知事が行う水防警報

### 猿ヶ石川水防警報

#### (1) 河川名 北上川水系猿ヶ石川

左岸 遠野市松崎町松崎6地割130番地先（小烏瀬川合流点）から

遠野市松崎町白岩1地割58番地先（早瀬川合流点）まで

右岸 遠野市松崎町松崎6地割115番1地先（小烏瀬川合流点）から

遠野市松崎町光興寺2地割76番72地先（早瀬川合流点）まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高 標高(m)	水防団待機水位 (通報水位)(m)	氾濫注意水位 (警戒水位)(m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)
猿ヶ石川	駒木	265.550	1.3	1.7	2.7	3.2

(3) 対象観測所の水防警報の範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
猿ヶ石川	駒木	水位1.3mに達し、 なお上昇のおそれ があり準備の必要 があるとみとめられ たとき。	水位1.7mに 達し、 なお上昇のおそれ があり出動の必要 があるとみとめられ たとき。	水防活動の必要 がなくなっ たとき。	水防活動に必要 があるとき。

(4) 担当機関 県南広域振興局土木部遠野土木センター

早瀬川水防警報

(1) 河川名 北上川水系早瀬川

左岸 遠野市鶯崎町松崎2番2地先(初音橋)から

遠野市遠野町10地割44番地先(猿ヶ石川合流点)まで

右岸 遠野市青笹町糠前4地割21番1地先(初音橋)から

遠野市松崎町白岩1地割58番地先(猿ヶ石川合流点)まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高 標高(m)	水防団待機水位 (指定水位)(m)	氾濫注意水位 (警戒水位)(m)	避難判 断水位 (m)	氾濫危険水位 (特別警戒水位) (m)
早瀬川	上早瀬橋	268.165	1.3	2.0	2.9	3.2

(3) 対象観測所の水防警報の範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
早瀬川	上早瀬橋	水位1.3mに達し、 なお上昇のおそれ があり準備の必要 があるとみとめられ たとき。	水位2.0mに 達し、 なお上昇のおそれ があり出動の必要 があるとみとめられ たとき。	水防活動の必要 がなくなっ たとき。	水防活動に必要 があるとき。

(4) 担当機関 県南広域振興局土木部遠野土木センター

第4節 水位情報の通知及び周知

岩手県知事が指定した河川について、水位が避難判断水位に達したときは、市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民に周

知するものとする（洪水予報に準ずる）。その際の伝達系統は別表19（P53）によるものとする。河川名、水位観測所、避難判断水位、担当機関名は次のとおりである。

1 岩手県知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 河川名

第3節第2項 岩手県知事が行う水防警報の河川名に同じ

(2) 対象となる水位観測所

河川名	観測所名	避難判断水位 (m)
猿ヶ石川	駒木	2.7
早瀬川	上早瀬橋	2.9

担当機関名 県南広域振興局土木部遠野土木センター

(3) ホットラインについて

水位周知河川において避難判断水位を超過又は超過のおそれがある場合に、河川管理者から市町村長等に対し、水位到達情報や堤防等の河川管理施設の異常に係る情報を、直接電話連絡（ホットライン）することとする。